

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和6年1月30日(火)			
会議時間	開会	午後1時27分	閉会	午後4時55分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 千 葉 大 作	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	別紙座席表のとおり			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	<p>所管事務調査</p> <p>(1) 一関市高齢者福祉計画について</p> <p>(2) 一関市障がい者プラン2024について</p> <p>(3) 障害者相談支援事業に係る消費税の取扱について</p> <p>(4) 第2次一関市自死対策推進計画について</p> <p>(5) 移動図書館サービス全域化計画(移動図書館車両の更新含む)について</p> <p>(6) 学校給食における物価高騰対応について</p> <p>(7) その他</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

# 教育民生常任委員会記録

令和6年1月30日

( 開会 午後1時27分 )

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

これより所管事務調査を行います。

初めに、一関市高齢者福祉計画についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

佐藤福祉部長。

福祉部長 : 一関市高齢者福祉計画は、一関市総合計画を最上位計画とし、一関市地域福祉計画の理念、「誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり」の下、老人福祉法に基づいて策定する老人福祉計画であり、また、介護保険法に基づく介護保険事業計画との整合を図りながら策定するものであります。

令和6年度から令和8年度までの次期計画案等について、これから担当課長から説明をさせます。

委員長 : 佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長 : ただいま福祉部長から、本計画の位置づけについて御説明をさせていただきました。

高齢者福祉計画は、元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、全ての高齢者を対象にした健康づくり、介護予防、社会参加や互いに支え合う地域づくり、地域での自立した生活を支える基盤づくりなど、高齢者の福祉政策に関わる総合的な計画であります。

それでは、本市の計画案の内容について、概要版を御覧いただきながら説明させていただきます。

1 ページ目の上段にあります基本理念、目指す姿でございますが、現在の計画と同様に、「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」としております。

その下、1. 計画策定の趣旨は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現と高齢者ニーズに対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針と取り組むべき施策を明らかにするものであります。

計画期間は、令和6年度から向こう3年間、令和8年度までの計画であります。

2. 計画の性格は、高齢者の福祉・保健・介護施策を推進する実施計画であり、市民、関係機関、行政、それぞれの行動指針となるものであります。

3. 介護保険事業計画との関係でございますが、一関地区広域行政組合が策定する第9期介護保険事業計画との整合性を図るものであり、令和3年度から令和5年度までの

前期計画期間内における事務事業の進捗状況や成果などを踏まえまして、前期計画を適宜見直して策定するものであります。

なお、課題の整理や検証に当たりましては、当課で毎年度実施しております在宅高齢者実態調査、あるいは、広域行政組合が調査いたしました介護予防・日常生活圏ニーズ調査、在宅介護実態調査などの結果を参考にしたところであります。

4. 高齢化の進展と高齢者等の現状についてでございますが、4-1のところには、地域別人口比率のグラフをお示ししております。

折れ線は、昨年10月1日現在の人口、棒グラフは、年齢階層別割合を表したものになります。

そして、その下、4-2でございますが、こちらは市全体での人口ビジョンによる年齢階層別人口のグラフでございます。

平成27年から令和5年まで、折れ線が2本上のほうにございますが、上の太線が実績値でございます。

令和5年には、人口ビジョンに追いついた状態となっております。

4-3のグラフは、介護保険の介護認定者の見通しのグラフでございます。

この見通しは、介護保険課の試算によるものでございますが、令和12年までは増加傾向にありますが、令和22年には、転じて減少の見込みとなっております。

認定者数は令和12年に、認定率では令和17年にピークを迎えるとのことでございます。

続いて、5. 今後の重点課題についてでございます。

65歳以上の高齢者数については、人口ビジョン、あるいは実際の状況ともに、令和3年をピークに減少してございます。

また、高齢化率は、令和5年が38.5%、記載はありませんが、人口ビジョンでは、令和10年に40%に到達する見込みであり、令和22年には42.5%と見込まれております。

これまで、社会の支え手とされていた年代が減少し、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、介護を要する方々、認知症の人の増加なども見込まれており、支援を必要とする高齢者をどのように支えていくか、地域全体をどのように支えていくかが継続課題となっております。

そこで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができる環境の充実に向けて、5つの取り組むべき課題を設定しております。

課題の1つ目は、健康づくりと介護予防・フレイル予防の取組の推進、2つ目は、高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進、3つ目は、地域の見守りや支え合いの基盤づくりの推進、4つ目は、在宅生活を支えるためのサービスの充実、5つ目は、認知症施策の推進であります。

2ページ目を御覧ください。

これらの課題を踏まえまして、概要に記載しております重点施策に取り組んでいこうとするものであります。

重点施策の方向性と主な取組についてでございます。

まず、第1の健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進に向けてについては、市民一人一人が何歳になっても生き生きと暮らし続けられるように、生活習慣病やフレイル予防、いわゆる虚弱になるのを予防することを推進しようとするものであります。

主な取組として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や各種成人検診の実施、住民主体による通所型サービス、短期集中型サービスの実施などの介護予防事業を推進してまいります。

第2の生きがいがづくりと社会参加の推進に向けてでは、高齢者の知識と技能の発揮、社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進してまいります。

主な取組として、シニア活動プラザでの各種セミナーなどの開催であったり、老人クラブへの支援など、高齢者の社会参加、社会貢献活動、シルバー人材センターを活用しての雇用機会の確保などに取り組んでまいります。

第3の地域の見守りや支え合いの基盤づくりに向けては、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられるように、地域での支え合いや見守り、生活支援サービスの体制整備など、地域の基盤づくりに取り組むものであります。

主な取組として、地域での見守り活動や支え合いの推進、包括的な相談体制の充実、災害時における対応の強化などに取り組んでまいります。

第4のサービスの充実に向けてでは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などが可能な限り自立して、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、在宅介護者への支援であったり、医療・介護人材の確保事業などに取り組んでまいります。

主な取組として、緊急通報システム端末機の貸出しや配食サービスの実施、高齢者福祉乗車券の交付などのほか、在宅介護者への支援として、介護用品の支給、在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給なども引き続き取り組んでまいります。

また、介護施設等における職員確保、介護人材の確保は現状として大きな課題となっておりますので、介護人材の確保に向けた取組を進めてまいります。

第5の認知症の人への支援策の推進に向けてについては、厚生労働省の推計になりますが、来年2025年には、高齢者の5人に1人が認知症になると言われております。

このため、認知症に対する正しい理解と知識の普及、早期診断、対応の推進等に努めてまいります。

主な取組として、認知症サポーターの養成や成年後見制度の利用促進など、認知症の人と家族への支援に努めてまいります。

次に、2ページ目の右側に主なサービスの整備目標を載せてございます。

令和8年度までの在宅福祉サービスにつきましては、次期計画におけるそれぞれの施策ごとに主な指標を設定したものになります。

また、その下、令和8年度までの施設サービスの見込みについては、各施設の整備計画を記載したものでありますが、④から⑬については、第9期介護保険事業計画において計画されている施設整備等について記載したのになります。

最後に、計画の推進の項目についてでございます。

高齢者福祉を推進する上では、市民、介護サービス事業者などの事業者や関係機関、行政、この三つが基本理念の下に協働し、それぞれの立場で役割を果たすことが必要でございますので、それぞれの重点施策について役割を示してございます。

以上が高齢者福祉計画案の概要でございます。

なお、本計画案に対するパブリックコメントを昨日まで実施いたしました。

本日の教育民生常任委員会での皆様からの御意見も踏まえまして、計画案の修正を行い、2月14日に開催を予定しております本計画の策定委員会で御審議いただき、3月中旬までに策定を完了する予定としているものでございます。

説明は以上でございます。

委員長：ありがとうございました。

それでは、これより一関市高齢者福祉計画についての質疑をいたします。

那須委員。

那須委員：それでは、何点か質問させていただきます。

高齢化率の話がありました。

令和22年には42.5%に達するという点につきましても説明いただきましたが、そういった高齢者が増える中で、今後の取組ということの説明でしたが、2枚目の重点施策の方向性と取組の中の第1の2つ目の黒ボツの2、介護予防事業の推進の中で、住民主体による通所型サービスというのは、具体的にどういうものを教えていただきたい。

第4、サービスの充実に向けてということがあります。

5のところ、医療・介護人材の確保の中で、確保に向けた取組、魅力の発信の取組とありますが、これにつきまして、介護人材の確保は今までも課題で重点的に取り組んできたと思いますが、なかなか介護人材の確保がスムーズにいかなかったということでしょうか、介護人材の確保に至っていないというような感じを受けますが、先ほど言った令和22年には四十何%という高齢率という中で、今後そういった人材の確保につきましては、本当に本気になって取り組まなくてはいけないと思います。

魅力の発信の取組などとありますけれども、もっと何か具体的に打ち出してほしいところの部分で、魅力の発信以外にはどういうことを具体的に考えておられるのかということの確認をしたいと思います。

あとは、主なサービスの整備目標の中で、令和8年度までの施設サービスの見込みがでございます。

例えば令和4年度と令和8年度で変わらないところの部分で、介護老人福祉施設のうち特養と老健は、床数が変わらないということは新たな施設というものの計画はなく、今の既存の施設でサービスの展開ができるというような判断なのかお伺いをしたいと思います。

委員長：今、那須委員が最後にお話しした施設サービスに関しては、一関地区広域行政組合の事務の内容とっております。

それについては、お答えできるのであれば、お願いします。

伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：1点目について、お答えさせていただきます。

2枚目の重点施策の方向性と主な取組の第1の中の2の介護予防事業の推進にある住民主体による通所型サービスという話ですけれども、現在、一般的に介護事業所が行っ

ているデイサービスなどはよくあるところがございますが、そういったデイサービスは、介護認定を受けた方が利用されている方ですけれども、介護認定を受けなくても、元気なままで将来、介護認定を受けずともできるようにということで、住民、地域が主体となって、民間主体による事業所というものを地区会館であったり、集会所であったり、そういったところを拠点にしながら活動していくというのが、この住民主体による通所型サービスというものでございまして、市内では、現在16団体、先日新たにできましたので、17団体がそういった活動をしているところでございます。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：2つ目の医療介護人材の部分でお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、介護人材の不足というのは大きな課題となっております。

介護業界だけではなくて、ほかの業界においても、様々な若い世代の方の人口減少に伴って、人材の取り合いというような状況になってございます。

しかしながら、やはり高齢者が増えていく中で、そういった需要というのは当然に必要なになってまいります。

ただ、実態として、こちらのほうで介護人材の募集などをしても、なかなか応募がない状況でございます。

その中で、取組といたしましては、高校生、いわゆる就職先を決める際に、福祉系についても御検討いただきたいというようなことで、PRなどを、コロナ禍についてはなかなか出向くことはできませんでしたが、コロナ禍後には、当市の職員が各学校を回って、あるいは、福祉系の学校にPRのチラシなどもお配りして、魅力の発信について行っているところでございます。

それに加えて、やはり介護を支えていただいている社会福祉法人などございます。

単独での法人では、なかなかそういった介護人材の確保というのが難しいということで、社会福祉法人間の連携というようなことに対しても、今年度でございますが、法人の方々にお集まりをいただき、こういった連携ができるかというようなことで、懇談会などをさせていただいております。

また、その法人の方と高校生とのコラボといいますか、一緒に輪の中に入っていてワークショップを開催してございました。

高校生が今どのように介護に対して考えているか、あるいは、福祉についてどのような感想、あるいはイメージを持っているかというようなことで、お互いに意見交換ができたというようなことでございます。

いずれにいたしましても、そういった魅力発信に加えて、市の施策でございます様々な補助金であるとか、委託というのも設計してございます。

必要な部分については見直しを行いながら、引き続き介護人材の確保に努めてまいりたいという考えでございます。

3つ目の御質問でございますが、介護保険事業計画での内容についてでございますけれども、介護保険事業計画の策定に当たっては、様々市内の法人等にニーズ調査をした上で、一関地区広域行政組合のほうで、こういった判断をしているというような認識で

ございます。

詳細については、この場ではお答えしかねるというようなことで、御理解いただきたいと思います。

委員長：那須委員。

那須委員：3つ目の分につきましては、承知いたしました。

それでは、サービスの充実に向けての介護人材の確保、もう少しお話を聞きたいのですが、先ほど課長から、子供たちとワークショップをしながら、いろいろ子供たちの意見も聞きながらやっていくという話もありました。

子供たちの話を聞いて、今後の政策、取組に生かすという、そういったステップがあると思いますが、令和6年度の予算の提案ももうすぐあるわけなのですが、予算の上程前ではありますが、ポイント、これは売りだということがあれば、委員会でお話を示せるぐらいのものがあれば、お話をいただきたい。

それから、人材確保の面で、何か意気込みを聞きたいと思います。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：可能な範囲でお答えさせていただきます。

今、令和6年度予算の詳細の資料を持ち合わせてございませんけれども、令和5年度まで行っていた事業の中におきましても、コロナ禍によって開催できなかった事業というのが何件かございます。

特に、高齢者の方が介護施設でのボランティア的な介護のお世話をするというような事業というのがございました。

コロナ禍前は、一定数の需要があり、参加者があったわけでございますが、コロナ禍は開催できなかった。

ただ、今年度、令和5年度についても、現在そういった事業の募集をしております、まだ募集、申込みを始めたばかりですので、どの程度集まってくるかはちょっと分かりませんが、そういった事業も引き続き行ってまいりたいと思っております。

なお、介護人材、今、介護施設に勤めている方を引き続きその職にいていただくということも非常に重要なことでございますので、そういった事業について、ここまで申し上げていいのかわかるとはあれですが、これまで委託料というところで事業を組んでおったところでございますが、法人から、その事業の使い勝手が今一つ悪いというようなこともございまして、委託料からの支出ではなく別の方法、いわゆる補助金のような形での事業に見直しをして、今度の予算に計上したいというようなことで動いているところでございます。

いずれ、既存の事業をブラッシュアップしていく必要はございますので、法人の方ともその辺は意見交換をしながら進めてまいりたいということでございます。

お答えになったかどうかはあれですが、以上でございます。

委員長 : 千葉大作委員。

千葉(大)委員: 今、那須委員も話をされましたけれども、まず、介護予防事業の推進ということで、住民主体による通所型サービス、短期集中通所型サービス、これらを何とか立ち上げてやっていきたいというような話がありましたけれども、今こういう事案に関して、住民の皆さんが一つになって介護予防をやっていこうとする、そういう雰囲気づくりというのはあるのですか。

私もこの辺は分からないのでお聞きするわけですが、今、民区の中で、こういった件に関して、ここまで自分たちが隣近所の介護をする必要があるとか、人を支えていこうという、そういう気構えになっているのかどうか、その辺私も不勉強ですので教えていただきたい。

集落で話し合いをして、そこまで住民がやるというところまで踏み込めるというのはなかなか難しいと私は思うのです。

こういう形で載せていること自体が、行政としてどこまで理解して、こういう項目を立てて載せているのか、その辺をお聞きしたいです。

それから、那須委員もさっき言われましたけれども、第4. サービスの充実に向けての5、医療・介護人材の確保、これはやはりもう言わなくても分かるように、マンパワーが非常に不足している。

それで職員の奪い合いが実際起きているが、先ほど課長は、連携をしながらやっていくというような話だけれども、そういう状況にあるのかどうか、その辺非常に私は疑問に思います。

そして、やはり介護人材の給与が安いということで、辞めて別の職場に移っていくという状況もあるということを私も知っています。

ですから、従業員が長くその施設に働いていただくための対応として、行政として何かあるのかどうか、その辺です。

国の予算としても、幾ばくかの給与が改定になって、上がるというような報道がありますけれども、実際、そのことが介護職員の皆さんの給与体系に踏み込めるのか、踏み込んでいるのか、その辺をどのように捉えているか、お話をいただきたい。

委員長 : 伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長: 1点目について、私のほうからお話をさせていただきます。

住民が一つになってやろうとする場合に、そういうお世話をする人が恐らくキーになってくると思います。

実態を申し上げますと、前期高齢者の方が後期高齢者の方を支えているというのが多いと思います。

60歳から75歳までの間、現役を終わった方で、後期高齢までそういった地域でリードしていらっしゃる方が後期高齢の方々を集めて、週1回なのですけれども、地域で何もかも支え合いということではなく、まずは、その週1回集まって体を動かしましょうとか、どこかに行ってみましょうとか、体を動かすことが結果的に介護予防になるということ

で、週1回集まっていたいただいているのが、この通所型サービスBというものなのですが、やはりキーはお世話をしていただける方の存在とっております。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：2つ目の御質問でございます。

介護人材不足に対して、社会福祉法人間での連携がまず取れるようなことがあるのかというようなことかと思えます。

法人懇談会の際にも、各法人それぞれのお悩みがあって、なかなかほかの法人のことまで考えられないというようなことが出てございました。

ただし、その介護人材を育てていくために、そういったいろいろな研修会というのを開いてございます。

その資格を取るための研修など、現在においては、一関市社会福祉協議会がそういった研修会の音頭取りなどを行っているわけですが、それを教える立場の方もやはり不足しているというようなことでございます。

社会福祉協議会のほうでは、各法人、市内に何か所かございますけれども、そういった法人の方々から、講師役として、法人間でまさに連携をしながら、そういったところで協力ができないものかというようなことで、御意見などをいただいているということもございます。

それから、今お勤めになっている方が長く続けられるような手だてというようなことでの御質問があったかと思えます。

給与が低いから、何年かたってしまうとお辞めになるということもございます。

それは事実としてあろうかと思えます。

そのほかに、法人の中でのいわゆる人と人の中での仕事でございますので、いわゆるパワーハラスメントであるとか、そういったことで人間関係に耐えられなくてお辞めになるという方も現実問題としていらっしゃいます。

今年度、宮城県栗原市、登米市、一関市、平泉町、4市連携でやってございますけれども、その間で、介護人材について、今申し上げた課題に対してどういった取組ができるかということで研修会を開いたところでございます。

ウェブ、それから一関文化センターで開きましたが、対面でやったところでございます。

長く続けるためには、給与もそうでございますけれども、人間対人間の仕事でございます。

そういったハラスメント、セクシュアルハラスメント的なところも、どのように対応していけば、よい人間関係がつかれるかというような研修を開催いたしまして、参加いただいた方からは、非常に参考になったというようなことで、法人の中でも同じように話をしてやっていきたいというようなお声をいただいておりますので、そういったような研修会なども適宜開催をしていきたいと考えてございます。

また、給与の改善については、国のほうから介護職等の給与改善というか、処遇改善の通知等も出てございますので、一関市においても、適宜それに対応していくというよ

うな考えでございます。

以上でございます。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：1番目の住民主体の関係だけれども、どこの地域でも、今お茶飲み会と言って、月に一遍か二偏ぐらいお年寄りの皆さんに集会所とか公民館に集まってもらって、そういうことをやっています。

だけれども、それが実際の介護を必要とする方が、例えば施設入所する場合とか何かで一体となって、その人に支援をしていくというところまでまだいっていないのです。

お茶飲み会には行って、ある時間体操をしたり、弁当を食べたり、あとはどこか旅行したりしているという実態は私もつかんでいます。

だけれども、そこで終わっている。

だから、もう一步踏み込んだ対応というのをやはり考えていっていただきたいと思いまして、お話をしました。

それから、介護人材の確保ですけれども、大筋理解をしました。

ただ、先ほど若い人たちに福祉系の学校とか、高校を卒業した人たちに話をするというような話もあったのだけれども、昔は、岩手県立一関第二高等学校に福祉科ということで募集をかけたことがあったのです。

今は、多分応募者が少ないということで取りやめになったのではないかと私は想像するのだけれども、そこに実際入学をして勉強した子供たちが、今は施設に入って、結構それぞれの施設で中核のレベルの人材になっています。

私の知っている娘さんなども、そういうようなことをして、経験があるので、もう1回、そういう若い人たちに介護の大事さ、その辺を訴えて、高校の入試の科目の中に取り込んでもらうように、国、県のほうに、そういう提案をやるべきではないかというように私は思います。

やはり、だんだん先ほども言ったように、本当に少子高齢化、増田寛也元岩手県知事が提言してから10年、去年、第二次臨時行政調査会みたいな形で、また新たな提言もなされているのだけれども、なかなか増田さんが期待した地方創生にはなっていないという話があります。

ですから、もう一度、地方行政においても、地方創生のありようについて、自分たちの地域をこういうような形でまとめ上げていくのだというのをやっていかなければならないと私は思っておりますので、ぜひ、若い人材を確保する意味において、もう一度、高校において、そういう科目をどこかに位置づけが可能であれば、お願いできればありがたいのではないかと思います。

ぜひ頑張ってください。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：重複するところもあるのですが、第1の2、介護予防事業の推進の住民主体というと

ころで、右側の主なサービスの整備目標、通いの場の活動数とか、住民主体サービス、令和4年と令和8年、随分と数を増やす目標になっているのですが、この辺の具体的に何か手だてがあるのかどうかということと、第2の生きがいくりと社会参加の推進に向けての中で、老人クラブが大分各地域でもなくなっているのです。

そういう中で、どのような支援をしていこうとなさっているかということと、第4、サービスの充実に向けての中に配食サービスの実施というのがあるのですが、配食を今までやっていたところができなくなったという話も聞いておりました。

その辺の実態をどのように捉えていらっしゃるかということと、先ほどから何回も出てくるのですが、ここの第4の5、介護人材の確保というところで、実際若い人からは、介護という仕事はなかなか人気なくて、学校自体が定員割れをしているというような実態であったり、また、既に外国人の方を採用しようかというようなことを考えているという話が一関市の中でもありました。

なかなか難しいところがあると思うのですが、そのようなところをどうしようにお考えなのか。

それと、右側の計画の推進の中の行政でサービスの充実の中の、高齢者ニーズの把握ということなのですが、この高齢者ニーズの把握を高齢者からアンケートだったり、どのようにやっていこうと考えているかお聞きしたいと思います。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：1点目の住民主体のサービスの関係について、お話をさせていただきますが、2ページ目の右側の整備目標の中で、住民主体サービスの数値が伸びているけれども、どうように展開していこうとしているかという話です。

先ほど申しあげましたとおり、住民主体サービスとか通所型サービスBというもの、②番に書いていますけれども、これにつきましては、先ほどお話ししました住民が主体となって地域の方々を集めてということなのですけれども、今16団体、先日17団体になったのですが、それを増やしていきたいと思っております。

今までは住民主体だけだったのですけれども、先日、ある病院のほうからも、病院の中で取り組んでやってみたいという話もありました。

そういったサービスの事業実施箇所を増やしていきたいと思っておりますし、また、③番の通所型サービスCというものもございます。

これにつきましては、今年度は3つの事業所に協力をいただきまして、短期集中型のそういった事業所に通って、体を動かして介護予防しましょうというようなこともやっているのですが、これの実施事業所数を増やしていきたいと、目標としては5か所、6か所ぐらいでやっていきたいと思っておりますことから、この令和4年度と令和8年度を比較して増やした数値としているところでございます。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：2つ目の老人クラブへの支援でございます。

委員御指摘のとおり、老人クラブは年々減ってきてございます。

加入される方が少ない、定年延長などもありまして、65歳でもまだまだ働けるというようなことで、老人クラブへの加入というのが少なくなっているというようでございます。

そういった中にありましても、一定数、老人クラブに入られて、社会貢献であるとか地域貢献をされる、あるいは生きがいとしていろいろなスポーツに取り組むということも計画をされてございます。

県、あるいは市からの補助金を引き続き交付していくのと合わせて、老人クラブへの加入のPRについて、市としても協力していきたいと考えているところでございます。

それから、3つ目の質問、配食・給食サービスの件でございます。

これも委員御指摘のとおり、配食、いわゆる弁当を作っていただく業者というのは厳しい状況にあります。

物価高騰等もありまして、食材費も上がるというようなことで、配達はできるけれども、弁当を作るのが大変、あるいはその逆というようなパターンもございます。

このサービスは、同じようなサービスを維持しなければならないというようなこともございますので、そういった公平公正なサービス事業となるように、一定の見直しをしなければいけないというように考えてございます。

それから、4つ目の外国人材の採用等についての考えはというようなことでございます。

先ほど来、出ている介護職の不足、これは深刻でございます。

なかなか日本人の方では足りないので、外国の方の協力も得なければならない、そういう事態にまで来ているのだという、せっぱ詰まったお声は聞いてございます。

独自でそういった外国人材の採用に向けて取り組まれている法人というのも認識してございます。

ただ、市として、何かそれについての支援策というのは、現在のところは持ち合わせていないという状況でございます。

それから、最後に高齢者のニーズ調査というようなことでございます。

当課に係る仕組みとして、民生委員、あるいは児童委員が各地域に入って、住民の方の声をつないでいただいている、そういった民生委員からの声をお聞きする、あるいは、先ほどの住民主体のサービスに関わることを業務としている生活支援コーディネーターなどが地域に入って様々なお声をいただくというようなことで、高齢者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えでございます。

以上でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：配食サービスのほうの一定の見直しというところが、どういうことなのか具体的に教えていただければというところと、それから、外国人材を既に一関市で取り入れているところが何か所かあれば教えていただきたい。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：配食サービスの一定の見直しということでございます。

現在、一関地域については、一関市の事業ではなく、社会福祉協議会一関支部において事業を実施しております。

それ以外の地域については、一関市が地域ごとに業者と業務委託を締結しています。

ただ、一部具体的に申し上げますと、室根地域においてなかなか供給体制が取れないというようなこともあり、一部地域ではサービスが行われていない部分がございます。

これを是正していかなければならないということと、それから、この物価高によりまして、利用者の負担というところも見直す時期に来ているのではないかと。

平成18年に始まったこの事業でございますが、一度もその部分については手をつけてございませんでしたが、やはり弁当を作っていただく、あるいは配達していただく方のトータルのコストを考えますと、利用者負担についても見直しをしなければならないというようなことで考えているところでございます。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：2点目の外国人の実態について、お話をさせていただきますが、今年度、介護事業所に対してアンケート調査を行ったとき、外国人を雇用しているという事業所が3事業所だったと思っておりますが、あるということで報告をいただいております。

その法人の中の一つとしては、海外から様々な事業所に研修という立場で来ている方ではなく、一関市にお住まいの方と婚姻をした外国人の方が、名字が日本語で名前が片仮名という方が近くの介護事業所、そういったところで就業をしたということで、外国人扱いとして、福祉のほうでは就職奨励金も交付をしておりますし、そういったことでの実績になっているということでございます。

なかなか、先ほども申し上げました数百万円とか、そういった事業費を投じて育成するというのは、現在としては課題があるというようなことで、法人のほうから話を聞いております。

以上でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：概要の5、今後の重点課題というところで、枠の一番上に、高齢者が地域で安心して生活できる環境（地域包括ケアシステム）の推進というのが大きくうたわれておりますが、課題3とも関係するのですが、私としては、一関市は、一関地区広域行政組合も絡むのですけれども、このケアシステムはかなり確立をされてきているだろうと思っておりますし、今、一関市が取り組んでいるこのケアシステムに何か課題があるのか、教えていただきたいのが一つです。

それから、これまでの高齢者福祉計画と今回の計画の相違点はいろいろあるのでしょうけれども、私なりに一つだけ見たのは、課題1のフレイル予防、今までの計画にこの

フレイル予防という言葉は入っていませんでした。

私が見た限りですが、そこを間違っていたら指摘していただきたいのですが、フレイル予防をあえて入れた、この概要の計画の推進のところにはフレイル予防の推進と書かれています。フレイル予防をしていくために、こういうことがポイントになっている、概要版ですので詳しく書いていないのかもしれませんが、このフレイル予防のうちどこに力を入れていくのか、専門職等と連携して云々と書いていますけれども、これはどういうことなのでしょうかと、2つ目になります。

それから、先ほども出ていましたけれども、主なサービスの整備目標の中で、②とか③、様々なサービス、今もやっていただいていますし、これからも拡充していくということなのでしょうけれども、結局、そういう場はいろいろあったとしても、例えばサロンとか、さっき一部お茶飲みとかいろいろありましたが、様々な地域の、どちらかといえば、現役を引退された方が中心になって、様々な支援をされている。

その場所に行くのが大変というのがあって、計画の推進の真ん中に、地域の見守りや支え合いの基盤づくりというところの一番下の行政の欄に、地域公共交通などの施策云々とありますけれども、ここはその場に行くのが大変なので、ここを何とかしないと行ける人だけ行ける、近くにある人は行けるとというのが実態だと思うのです。

それも、地域で頑張って、ライドシェアではないですけども、車に乗せて、その場所に送り届ける、また、送迎をしているというところがありますが、それを支える人も疲れてくるといいますか、また、いろいろな事故とかの心配などがあったりして、ここを何とかしていかないと、多分そんな広がりではなくて、ある一定のところで常に終わっているというのが私は実態ではないか、地域のどこを見てもそうなのではないかと思うのです。

ここに何かメスを入れていかないと、多分なかなか広がりが出てこないのではないかと、ここには何か、今回の計画にはこれが目玉というのがあったら教えていただきたいと思います。

以上です。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：まず、1点目のケアシステムに何か課題があるのかという御質問だったと思います。

委員から、一関市では、地域包括ケアシステムは順調にしているのではないかと、このような形での評価をいただいたところでございます。

確かに、住まい、医療、介護、そういった様々な場面において、必要な関係者が連携をして取り組んでいるというような状況でございます。

特段、何か課題があって、これをわざわざ載せているということではなくて、これをさらに上手に連携を強くしていく、いわゆる深い進化というような部分で、このケアシステムを推進していきたいという思いで、現計画から載せている地域包括ケアシステムに引き続き取り組んでいきたいという思いで、この計画の中に取り上げているところでございます。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：2点目のフレイル予防について、お話をさせていただきます。

フレイル予防につきましては、一関市としては、令和4年度から、先ほどの説明で申し上げました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というものを取り組んでおります。

何かといたしますと、国民健康保険の方は、75歳になると後期高齢者医療にいくのですが、国民健康保険の情報、この人はどういう病気だったとか、そういった情報が後期高齢に移行したときに全く反映されていない。

その中間にあるのが介護保険なのですが、この保険事業と介護予防を一体的に情報共有して、医療費を抑制できないかというところでの事業があるわけなのですが、そういったところで、糖尿病性腎症とか疼痛、口腔内の関係など、そういった取組を薬剤師会、医師会、歯科医師会などの協力をいただきながら進めていこうというように令和4年度から一関市では取り組んでいるところですが、これを今後メインといいますか、取り組んでいきたいということで、このフレイル予防というものを今回の計画から新たに追加したものでございました。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：3点目でございます。

いわゆる足、サロンなどへの通所、その場所へ行ける方、行けない方に対する支援、あるいは高齢者を支える人への支援ということで、何か目玉がないのかというような御質問だったと思います。

先日の議会でも、千葉信吉委員から、そういった買物支援などに対する御質問を頂戴いたしました。

せっかく集まる場所があっても、そこに行けない方への支援は何か考えていかなければならないというように思っております。

現在、当課、あるいは関係する部署のほうで、そういった方々からのニーズ調査というのをいたしたいということで計画をしております。

また、市内の一部地域では、先ほど委員がおっしゃったライドシェア的な部分を民間の力を借りて実証実験的に取り組んでみたいというような動きもコーディネーターのほうから情報を聞いてございます。

そういった形で、先進的な取組でございますので、何かほかの地域、あるいはそういった団体に反映させることができるものなのかどうかというようなことで、コーディネーターもそういった実証実験のところに加わらせていただいて、情報収集をしまいたいということで考えているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩渕委員：ぜひよろしくをお願いします。

今言った足の問題なのですけれども、これを早くやらないと高齢化に追いついていきませんよ。

高齢化が物すごい早いので、そういう意味では、例えばある地域ではそういう声が上がったとか、市内でなくても、例えば北上市とか、いろいろなところでそういうことをやっていますので、ぜひ、ここは来年度内に、一つでも形をつくって、全国を見るといろいろやっていますので、先進的でも何でもないでしょうけれども、いずれ一関市としての一つのモデルをつくっていく、実証実験していくというところまでいかないと、これは非常に大事なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、最後に一つですが、健康づくりと介護予防、フレイル予防の推進ということで、一つの例ですけれども、大船渡市は卓球が盛んなのです。

かなりハイレベルの、例えばオリンピックとかいろいろな各種競技に出て好成績を残した方がOB、OGでいらっしゃって、その方が中心となって、地域を挙げて、月に何回か卓球の大会といますか、卓球をやっているのです。

いろいろ聞いたら、そこに御年配の方々がかなり集まってきて、レベルに合わせて、かなりハイレベルな人たち、ややハイレベル、普通、ちょっとピンポンかなみたいな、そういう人たちが集まってきてやっていると。

それがかなり交流にもなるし、体を動かしますので、非常にそういう意味では、健康づくり、介護予防、様々な面で効果が出ていますという話を最近お聞きしました。

一関市内でも、巖手地区で卓球をやっています。

だから、別に卓球をやろうという意味ではないのですけれども、そういうのを、特に体を動かすことで、スポーツ吹き矢とかいろいろありますけれども、何かそういうところも入れつつ、何か専門的な先ほど口腔ケアの話もありましたが、当然それも大事ですけれども、そういう何かすっと入れるような、いろいろなメニューを考えていく、用意していく、そういうことを何か考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：今お話がありましたスポーツとか、そういったものを組み合わせてというところまでは、現在検討していないところがございますけれども、卓球に限らずという話もありましたけれども、手首とか足首に小さなおもりをつけてという程度の運動についてはやっているのですが、ちょっとレベルが違う話でございますけれども、そういった体を動かすスポーツというものを取り入れるということにつきましては、担当部署が長寿社会課ではないのですけれども、そこと調整しながら、あとはスポーツサイドのほうと協議しながら、何か取り組めるか検討していきたいと思っております。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：今おっしゃったのは非常に大事です。

いろいろな部門、部署と持っている、何か介護予防とかフレイル予防に使えないかと

いう、そういう縦割りではなくて、縦横斜め様々連携を取っていただいて、それは別に市役所だけではなくて、他の団体も含めてそうなのですけれども、ぜひそこは何か具体的な取組の中に、今日は概要版でしか話されていませんけれども、何か落とし込んでいただければと思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願いをしたいと思います。

委員長：門馬委員。

門馬委員：いろいろ出ましたけれども、住民主体サービスの通所型サービスBですけれども、これについては、今、岩淵優委員も言いましたけれども、足の確保ということで、1回試行というか、試験施行した経緯があったように記憶しているのですが、その辺を確認したい。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：通所型サービスBに絡んだ話ですが、今手元に資料を持ってきていないのではっきりとお話しできないところがあるのですが、たしか平成28年とか平成29年あたりと思うのですが、川崎地域、弥栄地区を対象にして、移動支援というところで、市営バスの無償化とか、そういったところでの検証をしたということは記憶しております。

ただ、その結果として、市営バス無償化したことで利用者が増えたとか、そういった実績にはならなかったというところで、実証実験だけで終わったというようには記憶しております。

委員長：門馬委員。

門馬委員：たしかあのときに、人を運ぶ方法がなかなかないという話で、バスだとなかなか停留所からまた行くという話なので、どちらかというと、ドアツードアみたいな形で、住民の方々が持っている自家用車で乗せていってというような話になったのですが、なかなかライドシェアというか、そういったような意識とか、あとは、もし事故が起きた場合の関係とかということで、なかなか上手くいかなかったというように記憶していたものですから、実質的には、バス利用で終わってしまったということですか。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：おっしゃるとおり、バス等の検証はいたしましたけれども、自家用車、そういったことにつきましては、検証はしていないところでございます。

委員長：門馬委員。

門馬委員：その場所に行くのが問題というようになっているので、やはり今後はこのライドシェアなり、そういったことも視野に入れながら、御検討していただきたいと思います。

委員長：菅原委員。

菅原委員：では、私から質問させていただきます。

概要の2枚目のところに、主なサービスの整備目標が載っています。

令和4年度から令和8年にかけて整備目標が示されているのですが、その数字の根拠というものがどういったところからこういう数字が出てきたのかということをお尋ねしたいと思います。

というのは、この1枚目の認知症高齢者数の変移を見ると、平成30年から令和5年まで、当初766人だった認知症高齢者数が570人と減っている中、ここの施設サービスの見込みのほうで、右側の表の認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が増えたり、養護老人ホームとか生活支援ハウスの数字が変わっていない中で、増えているのが、この療養型医療施設は実態からすると納得がいくというところなのですが、認知症高齢者グループホームが増えているというのは、今すごい待機の方が多くなっているんじゃないかと思うのですが、そういったことを受皿として整備していくものなのか、何かこの数字がばらばらになっていると感じております。

私も、今後、この高齢者の課題に関しては、サービスの低下ということを一番心配しております。

それは、私から2点目なのですが、ICTを活用していくということで、これもよくテレビとか新聞などとかでも言われておりますが、重点施策の方向性と主な取組の第3ですが、一関市では、具体的にどのような計画をもって、このICTの活用ということを考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

この2点をお願いいたします。

委員長：伊東高齢福祉係長。

高齢福祉係長：概要に認知症高齢者数の推移を記載しております。

今、委員がおっしゃるとおり、平成30年766人、令和5年度は570人となってございます。

これは在宅の高齢者を対象にした方でございますので、施設に入っている方は対象から外れていくことから減っていく要因ではありますが、先ほど説明のほうで話をしたとおり、来年2025年には、認知症高齢者が5人に1人と言われている中で、この数字が適正なのかということにつきましては、正直適正ですとは言えないところでございます。

どういように把握しているかということにつきましては、地域の民生委員に日々の高齢者の方の行動等を見ながら、認知症になるかもしれないというところでチェックしていただきたいというお願いをしているのですけれども、私は医者でないので、認知症というレッテルを貼ることはできないという御意見もございまして、なかなか診断書のように認知症というようなことになりませんので、この数字については、確かに減っているのですけれども、だから一関市が今減っているかということにつきましては、イコールではないと思っております。

あと施設の整備の計画につきましては、一関地区広域行政組合で策定した介護保険事業計画の中の数値でございますので、こちらのほうでは差し控えさせていただきたいと思っております。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：2つ目の御質問、ICTの活用についてでございます。

現時点で、当市で高齢福祉の分野でのICTに関する事業といいますと、緊急通報システムというようなことでございます。

ボタンを押すことで、体調不良の内容が消防のほうに届くというようなことでございます。

または、火災報知機が鳴って、火災を未然に防ぐことができるというような状況でございます。

これを引き続き行っていくというようなこと、それから、市の事業ではございませんが、岩手県のほうでやっておりますいわゆる介護施設内での介護ロボットであり、介護のためのセンサー、そういったような事業が岩手県のほうでメニューとしてございますので、その辺を引き続き市内の法人等に周知をしまいたいというような計画でございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：ありがとうございます。

今、緊急通報システムですとか火災感知システムですとか、そういったシステムがあるのですが、これは、現在どの程度の高齢者の方々に措置されているか、配置されているのかということをお尋ねしたいと思います。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：概要の令和8年度までの在宅福祉サービスの見込みというところの④番、緊急通報体制等整備事業という名称でございますが、令和4年度は579台でございます。

現在579人の方に御利用をいただいております、令和4年度の実績でございます。

委員長：菅原委員。

菅原委員：この579人というのが希望者に対して交付されているサービスなのでしょうか。

どのようなシステムで、その方々に整備されているというか、どのような形になっているのか教えてください。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：ちょっと正確にお答えはできませんけれども、一定の条件がございます。

元気な方というようなことではなくて、やはり自分で通報ができない、あるいはひとり暮らしの方であるとか、そういった一定の条件を満たした方に無償で対応させていただいているという事業でございます。

委員長：休憩します。

( 休憩 13:40~13:41 )

委員長：再開します。

千葉大作委員。

千葉(大)委員：お茶飲み会の参加者をドア・ツー・ドアで回って、その会場に運んでいる方から、事故があったら大変だという話もあるのだけれども、安全運転をして、そういう会を盛り上げるというのは大事なことだということを常に思っていました。

以上です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉(信)委員：この計画は分かりました。

具体的に何をしていくのか。

その中で、いわゆる地域主体のサービスの中で、市民センターと行政区、ここに恐らく行政は入ると思うのです。

介護事業所とか社会福祉協議会の絡みなので、そっちとやってもら、これは大体分かっているのだけれども、地域の中での高齢者をどうケアしていくのか、包括的に私たちが見守っていくのかと、こここのところの具体をつくっていけばいいと思うのです。

そこで出てくるのが、いわゆる、いきいき教室なり、あるいは百歳体操なり様々ありますよね、老人クラブに。

フレイル予防として、お茶のみというのも必要だろうと思う。

いろいろなお話をしたいお年寄りがいて、何か集まる場所があればいいよねと。

地域ではあるのです、木曜日にいきいき教室があるとか。

気の合う仲間というのは、四、五人なのです。

それとは違う、それは20人、30人集まるから、そういうところをどうやっていくのか。

そこをアンテナを高くして、その方々に聞いていけば、高齢化になったとしても、安心して暮らせるということにつながっていくのではないかと思います。

その辺を仕組み的にやらなくてもいいから、つながり的にやればいいのかではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長：佐藤長寿社会課長。

長寿社会課長：お答えになるかどうかあれですが、おっしゃるとおり、小さなお茶飲み会であるとか、気の合う仲間同士での集まりというのは非常に重要であると思います。

通所型サービスBなどに集まるのが苦手だという方もいらっしゃいますので、やはりそういう身近な方々での集まりというのは非常に重要だということがございます。

市民センターなり、行政区のほうに入るとなると、やはり徒歩では大変な方もいます。

民生委員なりコーディネーターが中心となって、そういった方々がこういう活動をしているというような情報を伝えている i d e a という情報誌等もあります。

そこで、民生委員の定例会などで情報提供などもしている状況でございますので、そういった方々がいるというようなことを住民の方に理解していただく、私もやってみようかというような雰囲気の醸成につながればいいかなというようなことでございます。

大変勉強になります。

ありがとうございます。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：模範解答なのだけれども、そこには民生委員も分かります。

そこに行政として、あと予算立てまではオーケーでしょう。

予算がないから、少し予算立てをしながら手だてしていくということが大事だろうと思いますけれども、どうでしょうか。

委員長：佐藤福祉部長。

福祉部長：ただいまいただいた貴重な御意見でございます。

当部だけではなくて、やはりまちづくりというような観点からの取組も必要であるというように捉えておりますことから、そういった情報については、当部のみならず共有して、これからのそういう高齢者の介護予防なり、地域づくりというものに生かせるように市としても取り組んでまいりたいというように考えております。

委員長：ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、一関市高齢者福祉計画についての調査を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 14：47～14：52）

委員長：再開します。

次に、一関市障がい者プラン2024についてを議題といたします。  
当局より説明を求めます。  
佐藤福祉部長。

福祉部長：一関市障がい者プラン2024についてですが、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画である第4期、こちらは6年間の障がい者福祉計画と障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、総合支援法と言いますが、これに基づく障がい福祉サービスなどの確保に関する個別の実施計画である第7期、こちらは3年間の障がい福祉計画と児童福祉法に基づく障がい児の福祉サービスなどの確保に関する個別の実施計画である第3期、こちら3年間でございますが、障がい児福祉計画の3つの計画を合わせた計画の総称となります。

「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」の下、地域の実情に応じた障がい福祉施策を総合的に推進するための計画であります。

計画案につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：一関市障がい者プラン2024案の概要について、御説明いたします。

概要の1、計画策定の趣旨の欄を御覧ください。

本市では、障がいの有無に関わらず、市民一人一人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生・協働の社会を構築していくことを基本理念とした一関市障がい者福祉計画等の関連計画を策定し、障がい者施策の推進を図ってまいりました。

令和5年度までを計画年度としていた関連計画の期間終了に伴い、国や県の障がい者施策の動向を踏まえながら、地域の実情に応じた障がい者福祉施策を総合的に推進するため、新たに一関市障がい者プラン2024を策定し、各種施策を推進してまいります。

次に、概要の4の計画の構成と計画期間についての欄を御覧ください。

この一関市障がい者プラン2024は、先ほど福祉部長のほうから御説明したとおり、障がい者福祉施策に関する3つの計画を一体的に策定しております。

障がい者福祉計画は、総合計画に相当するものでございまして、計画期間は、令和11年度を目標年次とする6か年計画です。

また、実施計画に相当します障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、令和8年度までの3か年としているところでございます。

この計画の基本理念につきましては、これまでの計画と変わらず、「共に支え合い いきいきと暮らせる いわいの郷づくり」としており、障がいの有無に関わらず、市民一人一人が相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、生き生きとその人らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指すものであります。

計画の基本的な考え方は、次の4点であります。

資料の5、計画の考え方の欄を御覧いただきたいと思っております。

1つ目は、地域共生社会の実現であります。

障がいの有無に関わらず、市民一人一人が相互に人格と個性を尊重し支え合い、誰も

が生き生きとその人らしく暮らしていける地域を共につくっていくことのできる地域共生社会実現のため、地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的な支援体制の構築を進めるものであります。

考え方の2つ目は、新しい日常の推進です。

感染症に備えた対策を常に意識していく、感染症との共存や、新しい技術や新しい視点を活用した新しい日常の推進などに取り組んでまいります。

3つ目は、SDGsの推進です。

SDGsの誰一人取り残さないという基本理念を踏まえ、持続可能な障がい福祉施策を推進してまいります。

4つ目は、情報通信技術（ICT）の活用であります。

福祉サービスに限らずあらゆる分野において、情報通信技術の活用により業務の効率化や人材不足の解消が期待できることから、その活用を検討し、取組を進めてまいります。

本計画の推進に当たりましては、行政のみならず、市民、事業者等へ連携・協働して取り組むこととし、6番にありますように、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心とした計画の推進体制を図るというように考えているところでございます。

次に、障がいのある方の現状について、簡単に御説明いたします。

資料の3、一関市の障がいのある方の状況の欄を御覧いただきたいと思っております。

まずは、3-1として、手帳所持者数の概要について記載をしております。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの手帳の推移について記載があるとおりでございます。

身体障害者手帳については若干減少傾向が見られておりますが、療育手帳、それから精神障害者保健福祉手帳については、横ばいまたは微増といったような傾向が見られるところでございます。

人口減少の幅は大きくなっているところなのですが、それに比して、手帳全体には大きく減少しているという状況は見られておりません。

次に、3-2では、身体障害者手帳に関する年齢層別の人口構成比の推移を表してございます。

特徴的なものとしては、このうち65歳以上が全体の8割を占めるというような状況で、ほぼ8割近い方が、このように65歳以上ということで、高齢化というような実態がここからも伺えるものというように考えております。

続いて、3-3、障がい者相談支援事業の利用状況についてであります。

平成30年から令和4年度までの5か年分の相談件数の棒グラフになっております。

徐々に増加傾向にはありますが、令和4年度については、令和3年度に比べますと、若干落ちているようには見られるところなのですが、令和3年度はサービスの更新時期に当たる年でありまして、それに伴う相談が付随して増えたというように捉えておりますので、特段、令和3年度がぬきんでて多かったとかというような捉えではございません。

通常の範囲の中でということ、年々増加傾向にあるということが読み取れるところでございます。

こういったようなところが、現在の障がいのある方の状況ということでございます。続いて、資料の2枚目を御覧いただきたいと思います。

2枚目につきましては、基本的施策の方向性と主な取組について記載がございますので、そちらについて御説明させていただきます。

まず、第4期障がい者福祉計画の部分でございますが、現計画と比べまして、この4つの方向性についての大きな変更点はございません。

ですけれども、国の基本指針の改正内容等を踏まえ、計画に反映をさせているところでございます。

まず、1つ目でございますが、権利擁護・相談支援体制の充実であります。

障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることなく、合理的配慮の提供を図るとともに、障がい者の意思決定を支援しながら、相談支援体制の充実を図ってまいりたいと考えます。

主な取組としては、1-1、不利益な取扱いの解消、合理的配慮の提供、成年後見制度の普及・推進、虐待防止などの権利擁護に取り組みます。

1-2、相談支援事業所・基幹相談支援センターの有機的連携の促進、地域自立支援協議会の充実など、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

1-3、発達障がい者・難病患者・医療的ケア児、強度行動障がい者などへの対応等、多様な障がいへの対応などに取り組みます。

次の大きな2つ目です。

ライフステージに応じた支援（保健・教育・医療・福祉体制の充実）に取り組みます。

保健、教育、医療、福祉等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状況等に応じ、切れ目のない一貫性・継続性のある適切な支援の提供に努めます。

主な取組といたしましては、2-1、母子保健の充実や健康づくりの推進など、予防と早期発見に取り組みます。

2-2、子育て支援の充実、早期療育の場の充実など、療育の充実に取り組みます。

2-3、特別支援教育の拡充、福祉教育の推進など教育の充実に取り組みます。

2-4、精神障がい者への対応、障がい者に配慮した医療の提供など、医療・保健との連携に取り組みます。

大きな3つ目は、自立と社会参加の促進です。

障がい者の自立と社会参加について市民の理解を深め、就労や社会参加の多様な機会を確保するように努めます。

主な取組としましては、3-1、一般就労機会の拡大、福祉的就労の場の拡充、農福連携の推進など、就労の場の確保に取り組みます。

3-2、活動・交流の場の確保、障がい者団体の活動支援など、社会参加の促進に取り組みます。

3-3、心のバリアフリーの推進、健常者との交流事業の推進、福祉施設でのボランティア体験の充実など、市民理解の促進に取り組みます。

3-4、障がいに配慮した情報提供の充実など、情報提供の充実に取り組みます。

最後の大きな4つ目は、安心して暮らせる地域づくりです。

障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの

充実やボランティア活動の促進を図るとともに、災害時においても、生命身体の安全確保が図られるよう支援体制の整備に努めます。

主な取組としましては、4-1、事業所職員等の人材育成、職員確保支援など、障がい福祉サービスの充実。

4-2、施設・病院からの地域移行の推進など、地域移行の推進の取組。

4-3、ボランティア活動等の推進など、地域生活を支える担い手の確保の取組。

4-4、暮らしやすい住まいづくりの推進、障がい者の外出支援の充実など、住まいや、まちのユニバーサルデザイン化の推進の取組。

そして最後に、災害時の支援体制の充実など、防災・防犯対策の充実に取り組んでまいりたいというように考えるところでございます。

今申し上げました、この4つ項目のうち、1、権利擁護・相談支援体制の充実につきましては、医療的ケア児支援の対応や強度行動障がい者への対応、2、ライフステージに応じた支援では、これまで年齢別としていました構成を支援内容に応じた構成に変えている点、それから、3、自立と社会参加の促進に関しては、本文の中で、芸術、スポーツ、余暇活動の充実を明文化するというような対応をしております。

さらに、4、安心して暮らせる地域づくりの項目においては、防災関連の項目で、避難所や地域の支援体制づくりへの取組などについて、現計画から見直しを行い、新たな内容での記載を行ったところでございます。

続いて、主なサービス料の見込みについてでございます。

この資料の下の段のほうになるわけでございますけれども、まず1つ目は、施設入所者についてであります。

これは、令和4年度末の入所者数は263人でありましたが、令和8年度末の入所者数も同じく263人と見込んでいるところでありまして、これについては、現状を維持するという目標になっております。

この施設入所者数につきましては、国の指針では削減が求められているところでございますが、退院促進や地域移行の推進を進める一方で、本人及び介護者の高齢化等による施設入所ニーズも一定程度ありますことから、現状維持を目標としたところでございます。

さらに右側の欄にまいりまして、障がい児福祉計画の成果目標とサービス量の見込みの主な項目でございますが、現計画内で未設置となっておりました1つ目の児童発達支援センターの設置につきましては、引き続き、圏域内の設置に向けまして継続目標としたところでございます。

これらについては、自立支援協議会または関係機関等と引き続き検討をしてまいりたいというように考えてございます。

それ以外の各種項目サービスの見込量については記載のとおりでございますので、詳細説明は省かせていただきたいと思っております。

なお、現在1月23日から2月5日までパブリックコメントを実施中でございます。

さらに計画の策定に当たりましては、住民アンケートを開催しておりますほか、関係する障がい関係の団体、それから法人の代表の方などと関係団体とのワークショップ等を数回重ねまして、意見の集約等を行ってというところでございます。

以上、概要案についての説明でございます。

委員長：これより質疑を行います。

岩淵委員。

岩淵委員：御説明ありがとうございました。

概要の2枚目の右側の一番上、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、年3回の会議なのでしょうか。

協議の場を行うというのがあるのですが、年3回協議をやられて、今は構築されていないので、構築するために協議していきますということなのでしょうか。

その確認です。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：このケアシステムの構築についてはどのような形でこの圏域での設置をするかということ、この3年間ワークショップ等を開催、立ち上げまして、自立支援協議会のほうで検討を重ねてきたところです。

それで、結論としては設置済みになったということなので、新たな計画では、年に最低3回は会議の場を持って、皆さんでこの地域の課題を実際に検討していきましょうという目標立てでございます。

具体的には、岩手県立南光病院がずっと長らく開催しておりました、この地域の精神保健、福祉を引っ張ってこられた岩手県医療連絡会という組織体がございますので、そこ上手く連携をさせていただいて、必要な医療、保健、福祉等々の関係者が全て入っている場ございましたので、その場を検討の場とさせていただくということで、協議が整ったという状況でございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：それから、今のところの下の方に、第3期障がい児福祉計画の成果目標とサービス量の見込みというところに児童発達支援センターの設置とございます。

これですが、当初といいますか、令和5年度末までに設置しようという目標で取り組んできたのですが、設置できませんでしたということが結論みたいですが、なぜそれが駄目だったのか、その理由を教えてください。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：この児童発達支援センターの設置については、かねてからの課題ということで、ずっと協議、検討を続けているところですが、ハード面とソフト面とセットでの体制整備が必要というところも一つ大きなハードルであるところでもあります。

それから、専門スタッフを確保しなければいけないというようなこともございまして、

岩手県内でも児童発達支援センターを設置しているのは、まだ本当に2か所か3か所という、かなり少ないような状況でございます。

ただ、国の指針にも定められておりますし、市町村の努力目標というようなこともございますので、当圏域でもぜひ実現はしたいとは思っているところではあります。なかなか設置に向けましては、まだ解決しなければいけない課題がございますので、現計画内では設置に至ることができませんでした。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうしますと、様々なハード、ソフト両面あって、非常にハードルが高いといいますが、大変だということ、どちらかと言えば、多分ソフト面で人の問題、人材なのかと推測はするのですが、その課題を整理されて、新しい計画の中にも、1か所設置しようという目標をまた掲げていますけれども、この目標達成というのは、いつを目標にしているのでしょうか。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：この次の3期計画が令和6年度から令和8年度の3か年計画という計画期間でございますので、この3か年の間に、何とか設置に至りたいという目標を立ててございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうしますと、令和8年度末までには1か所は設置したい、そのためには、今まで取り組まれてきた様々な課題があるとおっしゃいましたけれども、そこはもう何とかクリアをして、向こう3年度以内には何としても設置するという計画になっていると捉えてよろしいですか。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：こちらの気持ちとしては、そういうところでございます。

委員長：那須委員。

那須委員：私からは、権利擁護・相談支援体制の関係で確認させていただきたいと思います。

権利擁護の中で成年後見人制度の関係がありますけれども、これについて、普及という観点での取組ということなのですが、実際に成年後見人を何か選定するというか、選定は家庭裁判所ですが、市として、障がいでのいろいろな権利関係、また障がいでもなくても、例えば老人夫婦で旦那さんが亡くなった中での、奥さんが残った中でのそういった権利関係でどのように相続していくかという関係も含め、成年後見人を立てると思うのですが、市がどこまで関与して、その制度に対する普及というよりも、どこまで関与する取

組なのか、その辺のところを確認したいと思います。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：一つには、その制度の普及、周知・啓発というのも非常に大きなテーマの一つだということには思っておりますので、それはそれで取り組んでいく所存です。

さらに市では、成年後見センターを立ち上げまして、そういったような相談にも現在応じているところでございますので、障がいの分野でも連携をしながら取り進めているところでございます。

さらには、申立てする方がいらっしゃらない場合、市長申立てという制度もございまして、今現在、障がい福祉係でも、具体的に市長申立ての手続等も対応に当たっておりますし、実績もございましてという状況です。

委員長：那須委員。

那須委員：ちなみに令和5年度、令和4年度の実績があれば、お聞きします。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：令和2年度、令和3年度、令和4年度の実績で申し上げますと、障がいの分での実績なのですけれども、令和2年度は4件、令和3年度は3件、令和4年度は2件ということで実績はございます。

委員長：那須委員。

那須委員：令和5年度はないですか。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：今、2件ほど対応に当たっている案件がございます。

委員長：那須委員。

那須委員：私だけかもしれませんが、よく相談されます。

相談されても、成年後見人という制度自体よく分からない中で、どのように相談したらいいのかが分からないので、市として制度の普及というところ、普及の分をしっかりともう少し皆さんが分かるような状態にさせていただきたいということをお話しして、終わります。

委員長：要望ですか。

那須委員。

那須委員：要望です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：去年の7月でしたか、教育民生常任委員会で兵庫県明石市のほうに行政視察に行ってみりました。

その際に、障がい者支援とか子育て支援、すごく手厚くやっていたらっしゃるのですが、障がい者に対する配慮条例というのをつくっていらっしゃって、本当に理解を進めるところから市民の皆さんがやっていたらっしゃるところ、すばらしいなと思いました。

その辺のところ、一関市ではどうお考えになっているかということと、また、ヘルプマークとかヘルプカードとかというのがあるのですけれども、これは一関市ではやはりどこかで配布しているのかということをお聞きしたいと思います。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：条例の制定につきましては、先頃、一般質問等でも御質問いただいた経緯もございますが、すぐに条例を設置するという現状にはございませんけれども、様々な機会を捉えて普及啓発に努めているところでございます。

大きいところでは、やはり障がい者福祉まつりとか、そういったようなことを中心に普及啓発を進めるところと、あとそういうイベントを通じて、より身近なところでの啓発に取り組んでいくということもとても大事とっておりますので、今後もそういう障がい者福祉まつりのイベント、それから各種スポーツ、芸術活動等を通じて、そういった普及啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、ヘルプマークについてでございますが、配布をしております。

岩手県のほうから頂いて、それを窓口で配布しているということで、本庁、支所の各福祉関連の窓口で、希望者にいつでも配布をしている状況でございます。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：一つは、権利擁護の関係ですが、一関市の職員に弁護士資格のある方はいないですね。

ここだけの問題ではないですけれども、進んでいる市は弁護士でなくても弁護士相当でもいいので、やはりその辺の雇用、これは人事に関わってくるのだけれども、その辺も必要ではないかと思うのです。

特に成年後見人の問題は、なかなか職員だけでは分からないので、裁判所のほうに任せるといってもそうなのだろうし、普及という部分を入れていけば、どうしても弁護士が関わってくると思うので、ここを発展的に考えていったらどうかと思うのですけれど

も、いかがでしょうか。

委員長：佐藤福祉部長。

福祉部長：成年後見制度の利用促進に当たりましては、市のほうでは、先ほど言いましたとおり、センターというものを立ち上げて、社会福祉協議会のほうと連携しまして、今、一体的にやっております。

その中で、社会福祉協議会等の職員の人材育成というようなことも踏まえてやっておりますので、そういった人材の活用ということも今後進めてまいりますし、それからあと、やはり市民の方への周知が非常に大切であるというように、高齢者と障がい者を含めてもそのように考えますことから、立ち上げたセンターを機能的に活用しながら、周知については図ってまいりたいと考えております。

なかなか弁護士の雇用という点につきましては、現段階では非常に難しいというように捉えているところでございます。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、一関市障がい者プラン2024についての調査を終わります。

休憩します。

( 休憩 15:25～15:33 )

委員長：再開します。

次に、障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いについてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

佐藤福祉部長。

福祉部長：障害者相談支援事業委託料に係る消費税の取扱いについてであります。障害者相談支援事業につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号の規定に基づき、市町村が行う事業となっております。

この障害者相談支援事業を市町村が民間事業者に委託して実施する場合の消費税につきましては、当市におきましては、これまで非課税と誤認しておりましたが、令和5年10月4日付で、こども家庭庁・厚生労働省発出の事務連絡によりまして、課税対象であると明確に示されたことから、この消費税の取扱い、支払いにつきまして、御説明をさせていただきます。

これまでの経過と今後の対応につきましては、担当課長から説明をいたします。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：それでは、私からこれまでの経過を含め、御説明をさせていただきたいと思います。

お配りしております資料の2、これまでの経過以降を御覧いただきたいと思います。

今、福祉部長のほうから申し上げました、この障害者相談支援事業につきましては、市町村が民間事業者に委託する場合の消費税を非課税と誤認をしている自治体が全国的に多くあるとの報道が今年の夏、中部地方を中心にあつたところで行われました。

これらの一連の報道を受けまして、国では、令和5年10月4日付で、こども家庭庁・厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」という文書が通知されたところでございます。

この通知文書については、資料1として添付しているところでございます。

この通知によりまして、障害者総合支援法を根拠として、市町村が行う相談支援事業等については、社会福祉法第2条第2項及び第3項で規定する社会福祉事業には該当せず、消費税課税関係法令上、ほかに非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であるということが、この時点で明確に国から示されたものでございます。

当市におきましては、平成24年の社会福祉法改正以降、これまでこの事業を消費税非課税というように認識しておりましたが、これは誤りであったということがこの時点で判明したものでございます。

当市においては、岩手県や他の自治体の対応状況、それから税務上の取扱いについて、税務署等に確認をするとともに、対象事業に関して、過去5年分の消費税相当額を算定し、該当する法人に支払うことといたしました。

この間、令和6年1月12日から26日までの間に該当する法人に対し、おわびと経過の説明、また、今後の対応について御説明をさせていただきまして、全ての法人から了承を得ているところでございます。

今後の対応についてであります、この事業に係る消費税相当額を補正予算での対応として対象事業所に支払いを行いたいと考えます。

対象となる法人数は、8法人でございます。

対象期間は、平成30年度から令和4年度の5年間で、消費税の相当額は約2,308万7,000円ということでございます。

これに基づいて、対象の法人では、必要に応じて消費税の修正申告等を行っていただくということになるかと思われませんが、この消費税修正申告に伴って生じてくる延滞税につきましては、それぞれ金額が確定後別途対応する予定というように考えております。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長：那須委員。

那須委員：勉強不足で聞きます。

インボイス制度との関係は全然ないのですか。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：特にこの件に関して、インボイス制度の関わりということで、国、岩手県等から説明、お話があったということはございません。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：社会福祉事業については消費税が非課税、それから障害者相談支援事業が課税対象という、これは国が決めたことだから何とも、どう考えるかというところではないかもしれないのですけれども、その辺、私が理解に至らないところではあるのですが、市のほうのお考え、それに基づいてやるしかないというところでしょうか。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：添付しております国から発出されている事務連絡にも記載がありますとおり、一律に障がい福祉に関するもの全てが非課税だということではなく、あくまでも、社会福祉法の規定にのっとった特定の事業であるということが大前提だということになっていて、それらを読み解くに、この障害者相談支援事業はどこにも該当しないという説明でありました。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：今回は対象期間が平成30年から令和4年度までですが、前がどうだったのかということと、それから、今回2,300万円の予算を補正して事業所に支払って、事業所が修正申告をして支払うと、延滞税についてはまだ分からないから、また延滞税が確定したら、市の補正予算で、令和6年度になるかもしれないですけれども、それをまた事業所に支払うということですか。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：流れとしては、今お話のとおりでございます。

あとは、消費税の修正申告に伴って生じてくる延滞税について補正をするかどうかは、金額が確定してからの対応になるというようには考えておりますが、流れとしては、今のとおりになります。

今回、5年間というのは、修正申告を遡ってできるのが5年前までということがございますので、5年間分ということです。

それから、現年度の令和5年度分については、年度途中でありますことから、変更契約での対応ということを考えております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：そうすると、いつ頃からそれがあったのか、障害者相談サービスができたところからということなのだと思うのですが。

委員長：藤倉福祉課長。

福祉課長：平成24年に社会福祉法が改正されて以降、本来、消費税課税とすべきところをずっと非課税というように誤認をしていたということでございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：一関市だけではなくて全国的な問題だということで、ここは国の周知の仕方というか、そういうことにも非常に問題があったと思うのですが、令和6年からというようなことだったりとか、何かちょっと納得がいかないというところはあるのですけれども、そしてまた、ぜひこの事業については、やはり障害者相談支援事業ということで、消費税非課税の事業だということを、ぜひ一関市だけではなくて、全国市長会とかで求めていくことが必要なかと思っております。

委員長：佐藤福祉部長。

福祉部長：委員おっしゃいましたとおり、これは全国的な自治体でも課題というように捉えているところでございます。

やはり、障がい者の施策でございますことから、市としましても、他市町村と連携して対応していきたいというように考えているところでございます。

委員長：そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、障害者相談支援事業に係る消費税の取扱いについての調査を終わります。

佐藤福祉部長をはじめ、福祉部の職員の皆様、お忙しいところ御出席いただきありがとうございました。

職員入替えのため休憩します。

（休憩 15：45～15：46）

委員長：再開します。

次に、第2次一関自死対策推進計画についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

鈴木健康こども部長。

健康こども部長：健康こども部では、現在、第2次一関市自死対策推進計画を策定中でございます。

案のほうがまとまっておりますので、説明させていただきます。

健康づくり課長から説明をさせます。

委員長：松田健康づくり課長。

健康づくり課長：では、健康づくり課から、令和10年度を目標年次として策定を進めております計画案について説明いたします。

資料の説明に入ります前に、口頭での説明となりますが、本日お示しする計画（案）としてまとめるまでの経緯でございますけれども、最初に現行の第1次計画のほうに搭載されている事業について、庁内の担当課に各事業の実施状況を個別にヒアリングいたしました。

その上で、庁内の関係課で組織する自死対策推進連絡会議というようなものがありまして、そちらで協議・検討を行っております。

さらに、医師会、社会福祉協議会、警察署などの関係機関で組織する自死対策推進協議会において御意見等をいただき、本日の資料ナンバー2のほうですけれども、約60ページものとなりますが、冊子の計画案としてまとめております。

本日は資料ナンバー1の概要版のほうで計画の内容を説明させていただきますので、資料ナンバー1を御覧ください。

タイトルの計画の名称ですが、「第2次一関市自死対策推進計画～「生きる」をささげるいちのせき～」としております。

これは、第1次の現行の計画と同じ名称となります。

なお、今回の計画の中で、自殺と自死という2種類の単語を使用しておりますけれども、この使い分けにつきましては、現行の1次計画と同じですが、市の計画の中では自死のほうを基本として使用いたします。

また、法律や国の大綱、統計からの引用については自殺を使用することとして使い分けております。

1の計画策定の趣旨ですけれども、この計画は、自殺対策基本法に基づく市町村自死対策計画であります。

第1次計画により、自死対策の取組を包括的に推進してまいりましたが、自殺死亡率は、国や岩手県の平均と比べ高い水準で推移している状況でございます。

この状況を踏まえ、現状と課題を整理して、第2次計画を策定するものとしております。

2の計画の位置づけと期間ですが、法の基本理念、国の自殺総合対策大綱の基本認識、それから基本方針を踏まえまして、岩手県、それから一関保健所圏域のアクションプラン、また、市の各種計画との整合性を図って策定しております。

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間となります。

3のこれまでの取組の評価ですが、3つ目の黒いひし形の部分になりますけれども、第1次計画では、令和5年までに自殺死亡率为19.1以下に減らすことを目標としておりましたが、令和4年度は21.5となっておりまして、令和5年度の統計はまだ出ておりませんが、計画達成は現時点では不透明な状況でございます。

現状統計のデータといたしまして、右側の自死の現状を御覧願います。

それぞれグラフがありますけれども、グラフの脇に吹き出しでポイントを記載しております。

最初の自殺死亡率为推移としては、本市では、平成21年をピークに減少傾向にありますが、国や岩手県と比べ高い状況でございます。

次の性・年代別では、男性では40代と50代、女性は80歳以上の割合が特に高くなってございます。

そのほか職業別、それから下の原因・動機別の状況を載せております。

次に、左側の下、4番、主な現状と課題でございますが、このような本市の自死の状況を踏まえまして、今回の計画では、右側の箱の中ですが、高齢者に対する取組、生活困窮者に対する支援、働き盛り世代に対する取組を重点的に推進することとしております。

次のページになりますけれども、そちらを御覧いただきたいと思っております。

5の計画の基本的な考え方ですが、(1)国の自殺総合対策大綱における基本理念と、(2)国の大綱における基本認識を踏まえまして、(3)になりますけれども、当市の計画の基本方針として、①様々な分野の生きる支援との連携を強化する、②自死は誰にでも起こり得る危機という認識を醸成する、③自死や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進するの3つを定めております。

6の目指す姿ですが、こちらは第1次計画のものを踏襲いたしまして、市民誰もがゲートキーパーを基本とした自死対策の取組を推進し、「生きる」をささえるいちのせきを目指すこととしております。

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる、そして見守るゲートキーパーを増やすことで、悩みを抱えた人が身近にいる人に相談でき、支援につなげていける環境づくりを引き続き推進していくこととしております。

7の目標ですけれども、成果指標といたしまして、自殺死亡率为、人口10万人当たりの自殺者数になりますけれども、これを令和10年までに、平成28年の25.3から3割以上減少させ、17.4以下、人数にして18人以下とすることを目標として設定しております。

8の重点施策・基本施策を御覧願います。

目指す姿を実現し、目標を達成するための施策として、重点施策と基本施策ごとに概要を記載しております。

重点施策につきましては、高齢者に対する取組で、高齢者本人を対象とした支援に加え、支える家族や介護者等に対する支援を推進することとしております。

次の生活困窮者に対する支援では、生活困窮の背景にある様々な多様な問題に対応するため、関係機関と連携した取組を推進することとしております。

働き世代に対する取組では、働く場、事業所等と連携した取組を推進することとしております。

次の基本施策ですけれども、大きなくくりとして5つ、地域におけるネットワークの強化、市民全体へのアプローチ、こちらは1次予防となります。

ハイリスク者への支援、2次予防、残された人への支援、3次予防、そして、対象に応じた自死対策の推進の5つに区分いたしました。

さらに、2つ目の市民全体のアプローチで（一次予防）は、右側に5つに細分化して定めております。

普及啓発、人材育成、健康増進、居場所づくり、相談体制の5つになります。

それから、基本施策の5つ目の、対象に応じた自死対策の推進も右側の5つに細分化して定めております。

子ども・若者、子育て世代、働き盛り世代、高齢者、女性の5つの対象に細分化して取り組む施策を定めております。

これらの施策に関連する具体的な事業につきましては、資料2の計画本体の冊子のほうに、各課や関係機関で実施する事業を掲載しております。

最後に、今後の予定でございますが、現在この計画案に対するパブリックコメントを実施しております。

2月9日、来週の金曜日までの実施としておりますので、ここでお寄せいただいた意見を踏まえるとともに、庁内各課での内容の最終確認などを経て、必要に応じて所要の修正を行い、3月策定の予定としております。

自死計画の概要について説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

委員長：質疑を行います。

門馬委員。

門馬委員：6の目指す姿は、市民誰もがゲートキーパーというのがあるのですけれども、ゲートキーパーというのは大きな話ではあるのですが、これはどのようにしてゲートキーパーとしての認識を持った市民をつくるかということだと思っておりますが、具体的にどのようなことを考えているのかというのが1点。

それから、重点施策の働き盛り世代に対する取組の推進というところで、働く場等と連携した取組を推進しますとなっているが、具体的にはどのような形で進めていくのをイメージしているのかということでお聞きしたいと思います。

委員長：松田健康づくり課長。

健康づくり課長：1つ目のゲートキーパーですけれども、取組といたしましては、広くゲートキーパーの養成講座を行っておりますし、今後もその取組を進めてまいりたいと思います。

養成講座というような形で、ゲートキーパーの重要性、それから、ゲートキーパーとしての知識等を研修の形でお話しして、理解していただき、その役割を担っていただく人を増やすというような取組でございます。

2つ目の働く場との連携ですけれども、今やっておりますのが、各事業所に保健師が

出向いて、ゲートキーパーの役割、職場で抱える悩みに対するものを雇用主側とか、あと社員に対して講座などを行っております。

この計画においても、その取組を継続し、機会を増やしていくというようなことで進めてまいりたいと考えております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今、門馬委員からもお話ししましたが、重点施策のそのところに、働く場（事業所）等と連携した取組、計画の詳細を見ると、健康経営の取組と載っていました。

これが今、課長がおっしゃった保健師を事業所に派遣して、様々講座を開いたりするというのがこの健康経営の取組ということなののでしょうか、そこを教えていただきたいと思います。

委員長：松田健康づくり課長。

健康づくり課長：健康経営ということ自体は、もっと広い意味でのことになります。

社員の健康管理も広い意味で含まれるわけですがけれども、その健康経営の一環として自死対策、ゲートキーパーの重要性などを訴えていくというようなことでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今の項目のところで、事業所ではなくて、労働基準監督署とか、そちらのほうとの連携というのはあるのでしょうか。

委員長：松田健康づくり課長。

健康づくり課長：労働基準監督署との具体的な連携というのは行っていないのが実態です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：あと、基本施策の中の市民全体へのアプローチの中の5つ目に、相談体制というのがございますけれども、このところは、当事者だけではなくて、当事者の周りにいる人、家族だったり、御友人だったり、サポーターといいますか、そういう方々も相談できる体制となっているのかそこを教えていただきたいと思います。

委員長：松田健康づくり課長。

健康づくり課長：相談窓口の対象というのは、絞ってございませんので、こういう人に気づいたのだけでもというようなことで御相談される方も受けられるというようなことになっております。

委員長 : そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

以上で、第2次一関市自死対策推進計画についての調査を終わります。

鈴木健康こども部長をはじめ、健康こども部の職員の皆様、お忙しいところ御出席いただきありがとうございました。

職員入替えのため休憩します。

( 休憩 16:03~16:05 )

委員長 : 再開します。

次に、移動図書館サービス全域化計画(移動図書館車両の更新含む)についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

時枝教育長。

教育長 : これまで、一関、大東、東山地域で運行しておりました移動図書館車をより広く全地域への運行へ拡大するとともに、配本所や公用車によるサービスと併せて、市民へ広くサービスを展開していく計画を説明いたします。

詳細を一関図書館長から説明させます。

委員長 : 藤倉一関図書館長。

図書館長 : これから私が説明する内容なのですが、最初に資料に基づかない説明をさせていただきたいと思います。

これまでの経緯でございますが、令和に入りまして、現在、移動図書館車というのが3台、一関地域、大東地域、東山地域で運行しております。

それで、館外サービスと言われる図書館以外のサービスの在り方をこれまで検討してまいりました。

利用者の御意見、あとはステーションに回っての説明会、パブリックコメント、図書館運営協議会、一関市図書館協議会というところでは議論をさせていただいて、この計画でもって、諮問を市長から申し上げて、答申をいただいたものでございます。

それでは、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

1ページ目を御覧ください。

この全域化計画ということで、この計画は、箱囲みの社会教育行政方針、社会教育と学習環境の充実と、もう一つの箱囲みの文字で、一関市立図書館運営方針に掲げられております。

その重点目標で、読書環境の充実を目指しますという中での全域サービスという単語が出てきます。

地域を結び、誰でもどこでも使える図書館というようなことを目標にしております。

それで、黄緑色の最初に囲まれているところが本館サービスと言われるところで、一関から藤沢までの図書館で、市民が訪れる図書館というサービスを行っております。

今回、御説明するのは、このピンク色のところで、図書館以外の館外サービス「市民のもとへやってくる図書館」ということです。

何のためにやるのかということで、来館が困難な市民へのサービスのために行います。どのような方ですかということで、対象が2つございます。

対象1といたしましては、図書館への来館が困難な方、高齢者や施設の入所者、運転が難しい交通弱者からの需要が増えておりますので、そういった方々を対象にしたり、子育て、介護により図書館になかなか来られない方、対象2といたしましては、やはり保育園とか小学校で義務教育時間で1週間のほとんどが保育とか教育に費やされて、自分の意思でなかなか図書館に来ることが難しい方、対象1と対象2を対象者にいたしまして、市民のもとへやってくる図書館ということで、移動図書館車を運行する計画でございます。

この十字グラフが年齢が若い人とはどういう人なのというようなことが書いております。

図書館へ来ることが難しい幼児・児童、または子育てのために外出が難しい女性の方とか、あと年齢が高くなりますと、施設入所者の男性、自動車運転免許証を返納された運転が難しい方とかになります。

そういった方がなかなか図書館に来られないということで、ここにサービスを拡大しようというものでございます。

下の丸のところ、一関市立図書館のこれから私がBMと申し上げますのは、この1ページ目の右下のところ、BMということで、ブックモービル、直訳しますと、本の車の略で、移動図書館車のことをBMというように図書館用語では用いています。

一関市立図書館の移動図書館車による個人貸出冊数が左のグラフになります。

棒グラフが、黄緑色が東山の移動図書館車、黄土色が大東の移動図書館車で、土色というのが一関の図書館車なのですが、令和元年に対しまして、令和3年の黄土色のところ、土色のところを見ていただくと、コロナ禍におきまして、令和3年度が増えているといったことから、そういった需要が見られます。

あともう一つは、全体の棒グラフの推移が新型コロナ前に比べて、本館サービスが棒グラフではなくて折れ線グラフなのですが、折れ線グラフが新型コロナ前より下がっているのに対しまして、BM車の総合計の棒グラフの合計は、新型コロナ前に等しく復活しているというのが最近の傾向でございます。

それでは、こちらの右側のほうを御覧ください。

2) 全域化の取組と想定される効果でございますが、まずは、今まで図書館に来たことがない新規利用者の獲得というのが1つ目にあります。

2つ目が、市民活動、コミュニティの活性化ということで、移動図書館車を中心に本の話とかコミュニティの話が活性化するのではないかと。

3つ目には、高齢者の健康向上、介護予防ということで、家からなかなか出づらかった方が移動図書館までの歩行とか、あとは健康のために、あとはコミュニティの会のためにいらっしやると。

4つ目といたしましては、にぎわいと情報発信になります。

ということで、簡単に言いますと、市民の学びと生活に必要な情報を直接職員が移動図書館車で持って届けていくと、そういったサービスでございます。

次の黄土色で囲まれたところは、ことばの力を育てる教育ということで、学校連携のことを書いています。

学校にも移動図書館車がお邪魔する予定でして、市立図書館の蔵書数は約100万点なのですが、学校図書館よりも多いわけなのです。

なので、2,500冊車には入るのですが、その2,500冊を持って各学校に回って、学校にない図書を届けるといったことでございます。

岩手県内の移動図書館車の設置状況ですが、約6割で運行をしています。

市で3台持っているのは花巻市と奥州市でございます。

一関市だけ特段多いということではございません。

そういったことで、貸出し数は御覧のとおりとなっております。

2ページ目をお開きください。

こちらが本当の計画の中に入ってきます。

計画期間は令和5年度から令和9年度までになっております。

令和5年度がもう始まっておりまして、この表を御覧いただきたいのですが、一番上がサービスの進捗率、①が移動図書館車サービスということで3台あります。

下のほうがステーションと書いておりますのが、この移動図書館車が停まる停留所のことです。

②が配本所設置サービスと言いまして、例えば、市民センターなどに1か月間コンテナでもって約60冊ぐらい入るコンテナを置いて歩くといったのが配本所設置サービスとなります。

これはどちらかという、図書館の司書が選んだ本をそのまま置いてくる形になります。

公用車サービスと言いまして、これは、例えば軽のワンボックスカーなどで職員が実際にサービスをするところ、コミュニティのところだったり、保育園などに行って、貸出しをするといったことでございます。

サービス箇所の合計が、令和元年度で258ということで、令和9年度が233ということになります。

車両更新と書いていますが、令和6年度は、大東地区のなぎさ号という車があるのですが、老朽化で部品がないため、できれば更新したいという計画ですので、こちら側から提案があった次第、御審議のほうをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そういった形で、大東地域からは、車両の更新が全域サービスでは必須だといった声が多く上がっております。

そして、次に、全体の地図を見ていただきたいのですが、地図のところは、まず色が3つございます。

濃い色のところが、今あるサービスをしているところです。

その中に、このキューブ型の箱の立方体がありますが、これが今基地局となっている図書館の位置です。

青色で申し上げますと、一関図書館が、この濃いブルーの中心におりまして、今、青い範囲のサービスを行っているところです。

それを西のほうと南のほうに伸ばしまして、薄い水色のところまで令和9年度に行きましょうよと。

東山図書館は、黄緑色のところが今までのサービスなのですが、薄い黄緑のところ、川崎、藤沢方面にも伸ばしますといった案でございます。

大東地域は、黄土色のところで基地局がありますが、徐々に千厩地域、室根地域にも拡大していきましようというものでございます。

基本となる考え方は同じでございまして、来館が困難な方、児童を対象といたします。

移動図書館、ステーション、配本所、公用車の3つの方法で全域サービスを行うといったことでございます。

これは後で、3つのサービスは、次のページで御説明させていただきます。

団体貸出しのうち、次の箇所について切替えを検討と。

例えば、老人ホーム、団体のうち、利用者、入所者が直接移動図書館車に、例えば身体的な状態が難しくて乗れない場合、個人の貸出し数が少ないところ、そういったところはちょっと切替えさせていただきたい。

あと、幼稚園、保育施設のうち、園児が移動図書館車に乗らない、先生が代表で借りてくるようなところ、個人貸出し数が少ないステーションについては、配本サービスによって、このサービスを変えていきましようということです。

行かないわけではなくて、抽選で配本して何年かに一遍、平等のサービスにしたりといった形を今考えております。

あと個人ステーションということで、個人のお宅の付近に停車するところは、最も近いところに複数のステーションがある場合について、地域内で1か所とか2か所にしましようといった統合を検討しています。

新たに行くところは、現在、全域サービスを行っていない花泉地域、川崎地域、藤沢地域、室根地域、千厩地域に行く。

あと、現在全域サービスを行っていない小学校に行こうというものです。

続きまして、内容なのですが、3つの方法でもって全域サービスを展開していこうと思いますので、次のページを御覧ください。

車の写真が載ってあるページを御覧ください。

3つのサービスというのが、①の移動図書館車サービスと、②の配本所の設置サービス、③の公用車サービスでございます。

特徴といたしましては、①は移動図書館車によるサービス、一番は本がいっぱい乗るといことです。

あと巡回頻度は1か月に1回から2か月に1回程度、図書館職員による個人貸出しがありますので、図書館職員と対話ができて、本の選択も幅広い本の中からできるというのが特徴です。

②番目の配本所の設置サービスというのは、要望に合わせて、図書館司書が選んだ本を持っていきます。

数が大体50冊から250冊程度で、入替え頻度が移動図書館車よりは、毎月1回から年に3回程度と頻度は落ちます。

身近な本としまして、市民センターなどで帳簿式で、市民センターが開いている時間であれば、自分の時間でいつでも本が借りられるといったメリットがあります。

移動図書館車の場合は、何月何日、何時から何時までここにいますということで、それに合わせて行かなければ駄目なのですが、配本所は、お客さんというか、市民の時間に応じて来られるというのがメリットです。

③の公用車サービスは、図書館司書が車を運転してコンテナを持っていきます。

コンテナが大体40冊ぐらい入るということで、4箱から10箱で、最大でも400冊ぐらい、月に1回、図書館職員が行って、要望を聞きながら本を持って行ったり、リクエストという、この本を読みたいという方につきましては、そのときに持っていけるといったメリットがあります。

非常に小回りが利きますし、図書館司書がおりますので、本の詳細な説明が可能です。

それを補完する形で、例えば、障がいをお持ちの方とかは、下のほうに書いている郵送貸出し、あと全域が通信網で覆われた当市といたしましては、いちのせき電子図書館のほうも併用してまいります。

ただ、電子図書館の場合は、ダウンロードで付加価値が高まるのですが、図書館の場合は、ダウンロードできないような価値が見つけれられるということで、1冊の本を探しに行ったときに複数冊の本の知識を得て帰られるといったメリットがありますので、本館サービスと、この館外サービス両方合わせて、今後も進めていきたいと思えます。

皆様におかれましては、御協力と御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

委員長：質疑を行います。

菅原委員。

菅原委員：一関図書館は、蔵書の日本一になったりとか、あとコンサートだとか、そういったすごい新しい企画、イルミネーションだとか、本当に活発に活動されているところですよ。

今度のこの移動図書館は、本当に私もできるだけ多くの市民の人たちに図書館の利用をしていただきたいので、推進していただくことに大賛成なのですが、質問をさせていただきたいと思えます。

ここで、3つの形式で、今までの移動図書館サービス、それから配本所設置サービス、公用車サービスがあるのですが、令和5年度からの計画で、数字なのですが、その移動図書館のステーションに関しては変更がない、配本所設置サービスが110か所から40か所、それから公用車サービスが65か所から110か所になっているのですが、もっと具体的に配本所の設置サービスと公用車サービスの違いを分かりやすく教えていただきたいのと、それから、蔵書が日本一であるということは、市民の方々にも本当にもっともっ

と利用していただいて、活用していただきたいと思うのですが、実際に現在、本の貸出しに関してはどのような状況なのかを教えてくださいと思います。

委員長：藤倉一関図書館長。

図書館長：4ページをお開きいただきたいと思います。

この配本所の設置サービスというのと公用車サービスの違いを申し上げますと、配本所サービスは、市民センターが開いている時間はずっと本があるわけでございます。

それで、貸出しは帳簿式で、市民センターの職員が何月何日、誰それが借りていったというような格好でございます。

特徴としては、身近な本棚ということで、身近な場所でリクエストできる。

あとは、図書館職員との対面サービスがないということで、市民センターなどが多いのですが、市民センターの管理者を通じて、この本を次に持ってきてくださいということを図書館職員に伝える。

あと、設置場所の開館時間にいつでも利用可能というのが一番のメリットでございます。

設置場所には管理者が必要なため、管理者からここにはちょっと本を置けないと言われれば、設置の箇所が少なくなるというのが、この配本所の特徴であります。

公用車サービスは、各図書館の公用車や、支所もしくは本庁から車を借りて、1か月に一遍程度、図書館職員が運転して、個人、団体にも貸出しするというので、この移動図書館車の小型版といった形でございます。

閲覧できる資料数は、移動図書館車に比べますと、大体6分の1ぐらいに減りますが、指定の場所に利用者が集まることで、図書館職員へのリクエストとか本の希望がかなえられるといったことでございます。

簡単に申し上げますと、どちらかというとう公用車サービスのほうが、より市民により本を届けられる可能性があるよということでございます。

あと最近の利用状況でございますが、昨年まではコロナ禍であったわけなのですが、最近では本館サービスと言われる来館者のほうは、まだ昨年度よりも貸出し冊数のほうであれば伸びがありません。

これはやはり生活習慣の変化というものもあるのかと。

簡単に言いますと、電子図書的な閲覧の仕方とか、いろいろな民間会社でも、本の代わりの電子書籍とかを見るサービスが充実しておりますので、そういったことが関与しているのかと思っております。

委員長：菅原委員。

菅原委員：例えば東山地域では、マルシェとかのイベントにも図書館車に出展していただいたりとか、結構いろいろな場面で市民と触れ合っていたりとか、図書に関しての交流ができたとかするのですが、そういった予定はどこの図書館で決められているのか。

委員長：藤倉一関図書館長。

図書館長：図書館には担当者会議と館長会議というのがありまして、移動図書館車の派遣についても、その中で調整を図っています。

例えば、東山図書館の図書館車の例で言いますと、今年、藤沢地域で開催された藤沢野焼祭にて、イベントの周知や移動図書館車の周知など新たな地域でやっております。

一関図書館の図書館車につきましては、花泉地域の市民センターまつりにお邪魔して、花泉地域で移動図書館車はこういうものだというような説明をしておりますので、そういったイベントの活用というのも計画の中には入っておりますし、会議の中で、そういった移動図書館車の配車というのも計画をしています。

委員長：那須委員。

那須委員：一関図書館長には、この計画というか、この状況についてお話をさせていただきましたが、まさしく今日の岩手日日新聞で、この数字がすっかりここに当たったので、さすがと思いましたが、それはそれとしても、岩手日日新聞のほうでも、市内にある8つの図書館の事業の部分を毎日紹介していただいております。

そういったものをももちろん市民の方は見ているし、ましてや、この移動図書館の動きについても市民の方は見ております。

そうした中での要望を、この移動図書館車のサービスに本当にすっかりマッチしたような格好で計画をしていただきました。

先ほど移動図書館車、なぎさ号の更新につきましても、できればというお話ですが、これは必ず実施していただきたいと思っておりますし、令和6年度ということは、今後の予算編成で出てくると期待しておりますので、その辺は、まだいいとは言えないと思っておりますが、計画としても、もし予算に出ていなかったら逆に質問しますけれども、いずれ移動図書館車のサービスにつきましては、市民の皆さんが期待しているものというように認識しておりますので、しっかりと計画に沿った実施をしていただきたいと思っております。

そうした上で、戻りますが、図書館の蔵書冊数の1位ということ、全国的に同規模の自治体に比して1位という結果でございますが、やはり毎年この増刷に対して、それこそ1億円までいかないけれども、7,000万円まででしたか、予算を取って、毎年やっているということであれば、この予算につきましては、BMの移動図書館車の更新のほかにももちろん、新刷、増刷の予算というのはしっかり継続してつけていただきたいということもお願いして、これも令和6年度予算編成に期待しておりますので、期待していることを含めてのお話です。

答弁はいりません。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：移動図書館もいいのですけれども、安全の考慮はお願いしたい。

公用車の事故も結構多いので、あと図書館車も事故で専決処分の報告もあったような気がしますので、安全管理だけはしっかりやってほしいと思います。

今度の新しい図書館車は、なるべく安全装置を備えたものが必要になってくるのではないかしらと思うし、公用車においても、前後左右の安全装置も入れながら、そういうのも手だてしながらお願いしたいと思います。

中身的には、言うことはありませんので、安全の部分だけでお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委員長：藤倉一関図書館長。

図書館長：皆さんに御心配をかけないように、安全運転には十分注意して頑張りたいと思います。

ただ、移動図書館車のトランスミッションはオートマチックなのです。

サイドブレーキがないそうなので、そこら辺は慎重な運転を今もしているところです。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：非常に楽しみだと思っております。

ただ、私も認識不足だったのですが、一関図書館と東山図書館と大東図書館しかBMがなかったということだったのですけれども、そうすると、今まで保育園とか回っていた回数が減るとか、そういうことになるのか、その辺のところをお聞きしたいということと、今スマホだったり、子供たちがゲームをしたりということが多いものですから、やはりこういう本に触れるということはすばらしいことだなと思っておりますので、それはよろしく申し上げます。

委員長：藤倉一関図書館長。

図書館長：保育園などこれまで行っていたところが減ることはございません。

ところが、全く行ってなかった保育園や幼稚園にも新しい本が届くということもありますので、そういったマイナス、プラスというのは生じてきますが、面積的に地域全体に行くというような計画でございまして、今まで行っていたところは密度は少し薄まるといったイメージでございます。

よろしく申し上げます。

委員長：千葉大作委員。

千葉（大）委員：今、図書館の蔵書冊数が同規模自治体ではナンバー1というような数字です。

あそこに図書館を造るのに、かつて非常に喧々諤々の議論がありました。

あそこに何とか落ち着いて、非常に一関市が考えておった図書館というのが成し遂げられたというのを私も非常にうれしく思っております。

それで、学校図書の関係なのですけれども、小中学校の学校図書にも司書がいると思

うのだけれども、そこの交流というか、子供たちは今どうしてもスマホとか何かの関係で、本を読むというのが減っているのではないかというような懸念があるのですが、その辺はどうでしょうか、そこをやはり充実してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

委員長：舛屋主任司書。

主任司書：一関図書館の舛屋です。

お答えさせていただきます。

今、市内の小中学校には読書普及員という方が勤務しております、その方々が月に2度、公共図書館、市立図書館に、午前中だけ勤務いただくという形で連絡の機会を設けております。

そのタイミングで図書館の本を借りていただくのですけども、それと同時に、学校図書館での困り事ですとか様々な課題解決、それから、学校図書館での活動を公共図書館、市立図書館が支援するという形で、常日頃から連携を取れる体制を取っているところです。

それから、もう一つは、1年に1度か2度、読書普及員を対象にした研修会を学校教育課が主催して開催されているのですけども、そこに市立図書館からも参加しまして、連携を必ずしていきましょうということで、体制を整えているところです。

あとは、学校のほうでもスマホ問題ですとか、そういうものもあるのですけども、そのあたりも学校ごとに取り組まれていますので、そこを図書館として様々な資料ですとか、全国の情報提供という形でカバーするよという形で現在も行っていますし、今後も行っていきたいと思います。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、移動図書館サービス全域化計画(移動図書館車両の更新含む)についての調査を終わります。

次に、学校給食における物価高騰対応についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

時枝教育長。

教育長：では、学校給食における物価高騰対応について説明をいたします。

詳細につきましては、教育部長から説明させます。

委員長：及川教育部長。

教育部長：それでは、私のほうから、令和6年度、来年度の学校給食の食材費高騰対応について説明をさせていただきます。

これまでの対応につきましては、昨年の10月18日に常任委員会を開催していただきまして、これまでの状況、令和5年度の対応について説明をさせていただいたところですが、本日は、来年度の対応について説明をさせていただきます。

資料の左上に経過と対応というように書いてございますが、昨今の急激な物価上昇に対応するため、令和4年度から、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、食材価格の高騰分について補填することで、保護者からいただく給食費は据え置いて、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

下に、令和3年度からの表がございまして、令和3年度につきましては、メニューのやりくりで何とか現行の給食費の中で対応してきました。

令和4年度についても、前半については同じようにやりくりで対応できたのですが、物価上昇が5%を超えたあたりから、何ともそれだけでは対応できないということで、10月からの半年分について、6%分、これを市で補填しまして、何とかやりくりをしたところでございます。

令和5年度、今年度につきましては、通年分について、8%の分を市で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して補填して、現在やりくりをしているところでございます。

この右側に物価上昇の折れ線グラフがございまして、緑色が今年度の物価上昇の部分でございまして。

前回の教育民生常任委員会のときは、8月分までしかなかったのですが、それ以降、このような推移で、11月からちょっと下降になってきていますが、12月分についても、またさらに若干確保しているような状況でございまして。

ただ、いずれにしろ、まだ10%を超える物価上昇分になっておりますので、令和6年度につきましては、同じように通年分について、13%分を引き続き市で補填して、給食費については据え置きをしていきたいというように考えております。

資料の下のほうに棒グラフがございまして、これは給食の全体の表でございまして。

下から、オレンジ色の部分が食材費、保護者から頂いております給食費相当分でございます。

その上に、グレーの光熱水費・燃料費、その上に、黄色のその他施設管理費であったり、人件費であったりというところでございまして、学校教育法の規定では、この食材費、光熱水費、燃料費までは保護者負担というような規定になっておりますけれども、市のほうでは、本当に食材費だけを給食費でいただきまして、光熱水費については、市で負担しているというような状況でございまして。

この表ですと、令和元年度から令和2年度にかけて、オレンジの部分、これは給食費自体を改正して、令和2年以降、現行の給食費にしているところでございます。

さらに青色の部分ということで、急激な物価上昇分について、交付金で活用しながら、市で対応していると。

令和6年度においても、このような形で対応したいというように考えているところでございます。

説明は以上です。

委員長：質疑を行います。

佐藤委員。

佐藤委員：ありがとうございます。

本当に物価上昇が激しくて、食材それから燃料費、大変だと思うのですが、ぜひ、ふるさと応援基金、臨時的措置ということになっておりますが、若干、10月からふるさと応援基金も少なくなっているようですが、子育て支援という意味で、ぜひ、ふるさと応援基金を活用した保護者負担がないような形を望みますし、学校給食法では、食材費、光熱費、燃料費は保護者負担となっておりますが、義務教育は無償ということが基本にございますので、ぜひ、これからも給食費の無償化ということを検討していただきたいと思っております。

委員長：及川教育部長。

教育部長：今現在の想定では、ふるさと応援基金というのをまず活用したいと考えておりますし、また、さらに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような活用できる臨時交付金が出てくれば、途中でも変更を考えているところでございます。

あとは、無償化につきましては、引き続き国の動向も見ながら、検討は続けていきたいというように考えております。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終わります。

以上で、学校給食における物価高騰対応についての調査を終わります。

教育長をはじめ、教育委員会の職員の皆様、お忙しいところ御出席いただきありがとうございました。

職員退席のため休憩します。

( 休憩 16:44~16:45 )

委員長：再開します。

その他に入ります。

次回の委員会についてお諮りいたします。

今回は、2月6日、午前10時から委員会を開催し、第3期岩手県国民健康保険運営方針(案)を踏まえた当市の対応について、第2期一関市成年後見制度利用促進計画について、一関市再犯防止推進計画についての所管事務調査を行うこととし、市民環境部長、

福祉部長の出席を求めたいと思います。

さよう決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、市民環境部長、福祉部長の出席を求めることといたします。

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

休憩します。

( 休憩 16 : 45～16 : 55 )

委員長 : 再開いたします。

そのほか皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。

これを持ちまして、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

( 閉会 午後4時55分 )